

広島県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十九年五月十日までの間、縦覧に供する。

平成十九年四月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大草三原線	三原市小坂町大町字真行峠一六二八番一地从先から三原市小坂町大町字大格子二八五一番一地从先まで	平成十九年四月二十六日